

新セーフティネット研究会報告書

平成 28 年 6 月 20 日

株式会社 冠婚葬祭総合研究所

新セーフティネット研究会
委員名簿

氏名	所属	役職など
井辺 國夫	(一社) 全日本冠婚葬祭互助協会	専務理事
小沢 征行	小沢・秋山法律事務所	互助会保証(株)顧問弁護士
北居 功	慶応義塾大学 法科大学院	教授
北村 聡子	はなみずき法律事務所	(一社) 全日本冠婚葬祭互助協会顧問弁護士
杉山 茂之	(一社) 全日本冠婚葬祭互助協会	政策委員長
座長 寺坂 信昭	(株) 冠婚葬祭総合研究所	代表取締役社長
樋口 一清	法政大学大学院	教授
藤島 安之	互助会保証 (株)	代表取締役社長
升田 純	中央大学 法科大学院	教授
吉田 茂視	(一社) 全日本冠婚葬祭互助協会	元会長
	互助会保証 (株)	取締役会長
和田 浩明	(一社) 全日本冠婚葬祭互助協会	政策委員

(五十音順)

<目次>

はじめに

I. 冠婚葬祭互助会発展の経緯及び消費者保護のための「新セーフティネット」の必要性

1. 冠婚葬祭互助会の経緯及び今後の展望

- (1) 創設から業容拡大
- (2) 昭和47年の割賦販売法の改正
- (3) マーケットの拡大と現状
- (4) 近年の業績動向
- (5) 今後の見通し
 - (ア) 事業環境の変化
 - (イ) 中長期的な見通し

2. 消費者保護を一層充実させるための「新セーフティネット」の必要性

- (1) 「新しい互助会事業モデル」の創出
 - (ア) 互助会事業の特徴
 - (イ) 「互助会事業モデル」の将来性
 - (ウ) 冠婚葬祭互助会に期待される高齢者対策
- (2) システミックリスクの回避
- (3) 現在の消費者保護の仕組み
 - (ア) 割賦販売法における前受金保全措置
 - (イ) 業界が設立している任意のセーフティネット
 - (ウ) 消費者保護にかかる現状
- (4) 現状のセーフティネットの課題
 - (ア) 前受金保全措置（法制度）の課題
 - (イ) 業界の任意のセーフティネットの課題
 - ① 任意のセーフティネット非加盟者の存在
 - ② 「引受け」のなされる時期
 - ③ 市場性のない地域での互助会の破綻
- (5) 消費者保護を一層充実させるための「新セーフティネット」の必要性（小括）

II. 新セーフティネットの役割

1. 消費者のニーズと確実な契約の履行

2. 新セーフティネットと任意のセーフティネットの関係

3. 新セーフティネットの公的性格

Ⅲ. 新セーフティネットの仕組み

1. 新セーフティネット概要

2. 新保護機構の業務

(1) 基金の組成と管理

(2) 互助会契約の移転命令と債務引き受け

(ア) 行政庁による「互助会契約の移転命令」の発動

(イ) 「経営権譲渡」の取扱

(ウ) 契約移転の通知

(エ) 解約の停止

(オ) 会員への返金

3. 保全措置、供託制度と新保護機構の関係

(1) 保全措置、供託制度との関係

(2) 経営責任の追及

4. 事業計画の策定と行政庁の認可

5. 契約履行事業と引受支援事業

(1) 契約履行（前受金の精算）事業

① 施行の実施と施行態勢確保のルール化

② 解約希望者への対応

(2) 引受支援事業

① 再譲渡先の選定

② 再譲渡互助会の行政庁への報告

③ 基金からの抛出と再譲渡

6. 新保護機構が行う契約履行事業の期間

7. 財源、施行施設の優先確保と他債権者との関係

8. 基金からの支援率と基金の規模及びモラルハザードの防止

- (1) 基金からの支援率とモラルハザード
- (2) 基金規模について

IV. 互助会契約移転命令と法規制及び行政指導

- 1. 各種基準の整理

- 2. 互助会保証(株)の総合評価運用状況
 - (1) 総合評価判定方法
 - (2) 要対策互助会の選定、運用方法
 - (3) 互助会キャッシュフローの考え方

- 3. 互助会契約移転命令発動基準
 - (1) 「施行が出来なくなるおそれ」における発動
 - (2) 財産的基準
 - (3) キャッシュフローの基準（互助会固有の基準）
 - (4) 施行施設の基準

- 4. 法規制のあり方と互助会の経営実態
 - (1) 兼業と区分経理
 - (2) 時価会計の導入について
 - (3) 行政庁の検査体制

V. 事業の持続的発展と社会的責任

- 1. 互助会事業の健全な発展
 - (1) 社会的ニーズと互助会への期待
 - (2) 社会的ニーズに応える基盤としてのセーフティネット

- 2. 自主規制団体化への動き

おわりに